

## **第4章 資料集**

**資料1 学習支援についての国の方針**

**(1)「特別支援教育支援員」の活用**

**(2)学習指導要領 総則**

**(3)発達障害に対する教育的支援**

**(4)地方交付税財政措置(文部科学省HPより)**

**資料2 連携シート(例)**

**資料3 個別の指導計画(例)**

**資料4 支援のための実態把握確認シート(例)**

**資料5 誓約書(例)**

# 資料1 学習支援についての国の方針

## (1) 「『特別支援教育支援員』の活用

文部科学省は、平成19年4月1日の「特別支援教育の推進について(通知)」(19文科初第125号)において、支援員の活用について通知をしました。

＜通知より抜粋＞

### (6) 支援員等の活用

障害のある児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

また、平成19年6月に「『特別支援教育支援員』を活用するために」という冊子を発行しました。特殊教育が特別支援教育に移行する中で、特別支援教育支援員の果たす役割と活用についての具体的な先行事例を取り上げ、各地域で特別支援教育支援員を活用した学校運営が円滑に進められるように示しました。

＜まえがきより抜粋＞

小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもたちを適切に支援することが求められていますが、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難な場合があります。

その背景として、特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への教育的対応がますます求められていること、児童生徒の障害の状態が多様化していることなどが挙げられます。

このような状況を踏まえ、政府においては、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う者を「特別支援教育支援員」という広い概念で整理し、本年度から地方財政措置を行うこととなりました。

その中で、特別な支援が必要な児童生徒に適切な対応ができるようにするためにには、効果的な研修が必要であり、各自治体において独自に内容等を設定し実施することが肝要であることも示されています。

## (2) 学習指導要領 総則

小学校学習指導要領解説（平成20年）から、『個別の指導計画』等に関する部分を抜粋しました。

### (2) 「総則」の改善の要点

総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようとする観点から改善を行った。また、これまで総則に規定してきた「総合的な学習の時間」は第5章として規定することとしたので、「教育課程編成の一般方針」、「内容等の取扱いに関する共通的事項」、「授業時数等の取扱い」及び「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の四本の柱を立てて構成することとした。

### エ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようするため、指導計画の作成や教育課程の実施における配慮事項を示した。

#### ② 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり学習したことなどを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

#### ③ 障害のある児童の指導

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要であることを示した。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定した。

### (3) 発達障害者に対する教育的支援

平成19年4月1日に出された「発達障害者支援法の施行について」(17文科初第16号厚生労働省発障第0401008号)の中に、発達障害児への教育について記されています。

<抜粋より>

#### (7) 教育について

国、都道府県及び市町村が、発達障害児（18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするために、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとすること。

また、大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとすること。（法第8条関係）

平成23年8月、障害者基本法の一部を改正する法律が施行され、発達障害者が障害者基本法の対象となりました。発達障害者に対する教育的支援として、適切な教育内容や方法の改善や充実、教材等の提供を行うことが記されました。

<概要版から抜粋 1 >

#### 障害者の定義の見直し（第2条関係）

- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

＜概要版から抜粋 2＞

教育（第16条関係）

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

(4) 地方交付税財政措置（文部科学省HPより）

平成19年度より、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置が可能となるよう、その配置に要する経費について、市町村費において小中学校数に応じた地方財政措置が講じられています。